

沓崎市農業委員会定例会（令和元年5月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年5月24日（金） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第26号 非農地証明願について
 - 議案第27号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第28号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第29号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について

7. その他

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より令和元年5月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は…番…委員さんから欠席の届が出ております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、これより議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「沓崎市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員にお願

いを致したいと思っております。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

19番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触 字當田・・・・・・ 地目 田 面積 1,091㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が23,251㎡、畑が12,023㎡、計35,274㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、耕作できないので、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主にタバコ・水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、API、ハーベスター、バインダー、軽トラです。田植え機、コンバインは共同のものを利用されてあります。農作業暦は本人が20年、妻10年、父母共に50年です。通作距離は800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻を作付ける予定であり、本件の権利取得後により周辺農地への農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。5月20日に・・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。今、事務局が申しました通り譲受人のお父さんに立ち会いをお願いしました。譲渡人とは、知人関係で前から作っておられて、お米が欲しいという事でそういう契約をされたそうです。お父さんと一緒に農業をされており、今まで通り米を作るという事で問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号19番は決定いたします。

続きまして、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字菓子田・・・・・・・・ 地目 田 面積 1, 154㎡

転用目的 養殖施設用地

賃貸人、・・・・・・・・

賃借人、・・・・・・・・

申請理由 現在、経営している陸上養殖トラフグ施設の規模拡大の為、申請地に施設の増築を行いたいので申請します。というものです。権利の設定内容は賃貸借です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。5月20日に・・・委員さんと譲受人の関係者立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。武生水地区担当の・・・です。只今、事務局の方から説明がありました通り、20日に・・・の関係者の方と立ち会いを行いました。4頁の写真を視て頂きたいと思いますが、白い建物が数棟建っております。

これは平成28年度に養殖場として転用された所でありまして、今回、また、その横の申請地にトラフグの養殖施設を増築したいという事でありまして、申請地の東側の農地は申請地より高い位置にあります。

また、北側の農地との間は道路がありますので、周辺農地への影響はないと

思います。皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号6番は意見を付して進達いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在、
石田町湯岳射手吉触 字東谷・・・・・・ 地目 田 面積 2,124㎡
転用目的、農業用施設用地
譲渡人、・・・・・・・・・・
譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎及び堆肥舎を建築し、残りを放牧場及び飼料置場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。用途区分の変更は県の同意を得て平成31年4月26日に完了を致しております。位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。用途区分の変更時（4月22日）に・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。4月の22日に一緒に現地を確認しました。30頭規模の牛舎を建設したいという事でございます。周辺の農地には、何も影響はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号7番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第26号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願い致します。議案第26号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

4番 土地の所在
勝本町本宮南触 字大久保・・・・・・ 台帳地目 田 現況地目 雑種地
面積 620㎡
転用目的 雑種地
申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地は、平成9年頃から県道湯本・勝本線拡幅工事の際に工事関係車両及び資材置場として利用している。というものです。位置図、写真は10頁から11頁です。5月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。事務局の説明の通り5月20日に現地を確認しました申請者の旦那さんが、道路の拡幅工事の折に関係車両及び資材置き場として、建設会社に貸し付けて現在に至っているという事でした。申請地の東側は原野、西側と南側は道路に接しております。

そして、北側の農地は申請地よりも高い位置にありますので、今まで周辺農地への影響はありませんでした。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号4番は決定いたします。

続きまして、議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思ひます。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第27号と議案第28号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。12頁をお願い致します。

議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

13頁の令和元年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度12頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の5年間の田が5筆で5,522㎡、10年間の田が2筆で2,338㎡、畑が4筆で4,727㎡、合計11筆で12,587㎡です。

使用貸借権設定の10年間の畑が6筆で4,870㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、14頁をお願い致します。議案第28号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。

15頁の令和元年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度14頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）

は、議案第27号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第27号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議
ないようですので、議案第27号と議案第28号は原案のとおり決定いたし
ます。その旨回答いたします。

続きまして、議案第29号「農地中間管理事業における農用地利用配分計
画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を
求めます。

事務局 16頁をお願いします。議案第29号「農地中間管理事業における農用地
利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に
関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。耕作者の変
更になります。番号1につきましてはA to Aの案件で・・・さんが亡くな
られましたので、子供さんの・・・さんへ変更となっております。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する
法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であり
ます。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な
いようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。その旨回答い
たします。

議長 皆さん方から何かございませんでしょうか。

△△委員 議長、一寸聞きたいことがございます。

議長 はい、・・・番△△委員。

△△委員 農地流動化で前の持ち主と5年契約をされている農地の契約期限が何年か
残っているのに前の持ち主が他の人に土地を売ってあります。補助金と農地の
権利はどのようになりますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 他の人に売ってあるという事は、農業委員会の許可をもらわないで、売買さ
れていると思われま。農業委員会に3条申請が提出された場合には、その農

地に契約が入っているか確認を致します。契約された農地を第三者へ売買等を行う場合には、まず、農地流動化の解約の届出申請書を提出させます。補助金を支払っていただければ補助金の返還をさせて、3条申請を受理いたしますので、ご質問の内容は双方での話し合いで行われたものだと思います。所有権の移転登記は3条許可書がないので出来ません。また、解約の届出書が提出されない限り借受人の権利が有効です。

議長

今の件は、そのようですからご指導の程よろしく申し上げます。外にございませんでしょうか。【はいの声あり】なければ、皆さん方もご繁用でございますので、本日の総会の日程をこれで終わらせて頂きます。有難うございました。お疲れでございました。